

一般社団法人 iVDR コンソーシアム
定 款

平成 2 3 年 5 月 3 1 日定款作成日

平成 2 3 年 6 月 1 7 日定款認証日

一般社団法人 iVDR コンソーシアム 定款

第 1 章—総論

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 iVDR コンソーシアムと称する。英語でこれを“iVDR Consortium”という。

(事務所の所在地)

第 2 条 当法人は主たる事務所を東京都千代田区に置く。

- 2 理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。
- 3 前項の事務所の所在地は、当法人のオフィシャルウェブサイト (<http://www.ivdr.org/jp/business/member/>)及び当法人によって発行されるパンフレットに記載する。

(目的)

第 3 条 当法人の目的は、キヤノン株式会社、富士通株式会社、株式会社日立グローバルストレージテクノロジーズ、フェニックステクノロジーズ株式会社、パイオニア株式会社、三洋電機株式会社、シャープ株式会社および日本ビクター株式会社（これらの会社を「Promoter(s)」という）が開発した「iVDR ハードディスクドライブ技術規格バージョン 1.0」に準拠した、「iVDR とそのアプリケーションシステム」を世界中で紹介し、普及させ、かつ促進させることを目的とする。

(iVDR の定義)

第 4 条 iVDR ハードディスクドライブ技術規格バージョン 1.0 およびこれに関する定義版、改訂版と改善版、またこれらから派生するその他の規格で、当法人のいずれかの会員が開発し、当法人が承認したものは、本定款においてこれを「iVDR 規格」というものとする。

(事業)

第 5 条 第 3 条に記載されている目的を達成するために、当法人は下記の事業を行うものとする。

- (1) iVDR とそのアプリケーションシステムのプロモーション
- (2) 市場の需要に対応するための iVDR 規格の定義、改訂および改善に対する方針の採択

- (3) 当法人会員が開発した機器類に関する iVDR 規格への準拠性の審査
- (4) iVDR とそのアプリケーションシステムに関する商標の管理
- (5) iVDR とそのアプリケーションシステムに関する機器類の互換性や操作といった、関連問題に関する見解と意見交換
- (6) iVDR 活動に関する出版、セミナー事業
- (7) 当法人の目的を達成するために必要なその他の事業

(公告)

第 6 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章 一 会員

(会員資格)

第 7 条 会員は当法人の趣旨に賛同し、当法人の活動に積極的に協力する意思をもつ、個人または個人事業主、株式会社、合名会社、合同会社またはその他の形態の事業体でなければならない。

(会員)

第 8 条 当法人の会員は次の 3 種類とし、Executive 会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法人法」という。）上の社員とする。なお、別段の規定が行われていないかぎり、本定款において単に「会員」という場合には、これらすべての種類の会員をいう。

- (1) Executive 会員
- (2) 一般会員
- (3) N.P.O 会員

2 会員として入会しようとするものは申請により Executive 会員、一般会員または N.P.O 会員となることができ、会員の種類は、本定款の第 11 条にしたがって支払われる会員の年会費の金額により決定されるものとする。

ただし、N.P.O 会員への志願者は、非営利団体に限定され、税務署など公共機関が発行した公式な書類で非営利団体であることを証明しなければならない。

(会員の権利および義務)

第 9 条 当法人の会員は、次の権利及び義務を有する。

- (1) 会員は第 3 条の当法人の目的を達成するために必要となる当法人の活動に協力し

なければならない。

- (2) 会員は本定款の第10条第1項にいう「Adopter's Agreement for iVDR Hard Disk Drive」(以下「Adopter's Agreement」という)の条件にしたがい、当法人に関連して入手するiVDR規格とその他の情報の機密性を維持しなければならない。
- (3) Executive 会員の各々は、当法人の目的を達成するために必要な活動に協力しなければならない。
- (4) Executive 会員の各々は、当法人の総会において1個の議決権を有す。また一般会員とN.P.O会員の各々は総会に出席し、議題項目に対して自分の意見を述べる権利を有するものとする(ただし、一般会員とN.P.O会員は総会において議決権を一切もたないものとする)。
- (5) N.P.O会員の各々はオブザーバーとして部会、総会に出席し、議題項目に対して自分の意見を述べる権利を有するものとする。
- (6) Executive 会員に所属する者は、理事として立候補する権利を有するものとする。
- (7) N.P.O会員の各々は展示会でのデモンストレーション、学会発表を含む(但しこれらに限定しない)公な場でのiVDRのプロモーション活動とその報告、あるいはiVDRについての研究または評価の報告を、当法人に対して行わなければならない。またN.P.O会員の各々は、その本質から、独自の研究または評価目的に限り、iVDR製品の開発及びデモンストレーションを行えるものとする。またそれ以外の権利は有さないものとする。

(入会)

- 第10条** 当法人の会員となるためには、入会しようとするものが所定の申請書を提出し、当法人との間でAdopter's Agreementを締結し、本定款の第11条各号にしたがって初年度の年会費を支払うといった、所定の入会手続きにしたがわなければならない。
- 2 各会員は一人以上の人物を指名し当法人に登録しなければならない。

(会費)

- 第11条** Executive 会員は当法人の運営および活動に必要とされる費用を負担するために、当法人が指定する銀行口座に年会費として50万円の支払いを行うものとする。
- 2 一般会員は当法人の運営および活動に必要とされる費用を負担するために、当法人が指定する銀行口座に年会費として30万円の支払いを行うものとする。
 - 3 N.P.O会員は年会費の支払いを免除される。ただし、各年の年度末までに所定の申請書を提出するものとする。
 - 4 各事業年度の年会費は会員となっている各年の6月末までにこれを一括して支払うものとするが、新規会員は当法人の会員として承認された時点で、会員としての初年度の全期間につき関係年の会費の全額を支払うものとする(この場合当該年度中に

会員となった時期がいつであるかを問わない)。

- 5 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しないものとする。
- 6 会員は本条第1項または第2項に規定されている年会費以外の金品を、当法人に寄付または貸付する等、当法人に対する資金的支援の義務を一切負わないものとする。

(退会)

- 第12条** 会員が当法人から退会する場合には、予定している退会の実効日の30日以上前に退会通知書を理事長に届けることにより、いついかなるときでも自由に退会することができる。
- 2 会員が当法人から退会する、または、第13条による除名の処分を受けた場合でも、**Adopter's Agreement**の規定に基づき、その期間満了または解除にかかわらず存続する機密保持義務、およびその他の権利と義務については、退会や除名によってなんらの影響を受けることがないものとする。

(除名)

- 第13条** 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第16条第12項に定める総会の決議に基づき当該会員を当法人が除名することができる。
- (1) 会員が当法人の名声を損なうような作為または不作為を犯した場合、または当法人の目的に大きく反する作為または不作為を犯した場合
 - (2) 会員が**Adopter's Agreement**の規定に対する重大な違反を犯し、理事長名によるかかる違反の是正を求める催告書の日付から30日以内に是正が行われない場合
 - (3) 会員が本定款に対する重大な違反を犯した場合

(会員資格の喪失)

- 第14条** 前二条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該会員はその資格を喪失し、当法人から退会したものと看做されるものとする。
- (1) 総**Executive**会員が同意したとき
 - (2) 会員が個人または個人事業主の場合、当該会員が死亡し、または失踪宣告を受けたとき
 - (3) 会員が株式会社、合名会社、合同会社またはその他の形態の事業体である場合、以下のいずれかに該当するとき
 - イ 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
 - ロ 破産、特別清算、民事再生もしくは会社更生手続の申立を受け、または自らこれらを申立てたとき
 - ハ 任意清算、解散または廃業したとき

- (4) 会員による会費の支払い期限が過ぎ、当該会員に対する催促通知書が発行された後3ヶ月以内に送金が行われなかったとき

第3章—組織

(組織構成および役員)

第15条 当法人を構成する組織は以下の通りとする。

- (1) 社員総会 社員総会（以下「総会」という。）は第16条第1項に定めるところにしたがい、議決権をもつ Executive 会員で構成されるものとする。総会は第16条第6項に規定されているような重要かつ基本的な事項を協議し、承認またはその議決を行う目的をもって開催されるものとする。
- (2) 理事会 理事会は第17条に規定されるところにしたがい、構成されるものとする。
- (3) 部会 当法人の活動を遂行する目的で、本定款の第19条に定めるところにしたがい、理事会が部会を設立することができる。
- (4) 事務局 当法人に対する管理とサポートを行う目的で、本定款の第20条に定めるところにしたがい、理事会の承認を経て理事長が事務局を設立することができる。

2 当法人の役員は以下の通りとする。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 3 理事のうち1名を理事長とし、2名以内を副理事長とすることができる。
- 4 前項の理事長を一般社団・一般財団法人法上の代表理事とし、副理事長をもって一般社団・一般財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 理事及び監事は、総会において各々選任する。
- 6 理事長及び副理事長は、理事会において選任する。
- 7 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(総会)

第16条 総会は議決権をもつ Executive 会員で構成し、一般会員・N.P.O 会員が参加できるものとする。

- 2 前項の総会をもって一般社団・一般財団法人法に定める社員総会とする。
- 3 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 4 定時総会は年に一度、各事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に開催されるものとする。
- 5 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総 Executive 会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する Executive 会員から、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- 6 総会は下記の項目について協議し、承認またはその議決を行う目的で開催されるものとする。
- (1) 会費の金額
 - (2) 会員の除名
 - (3) 役員を選任及び解任
 - (4) 役員報酬等の額又はその規定
 - (5) 各事業年度の決算報告
 - (6) 事業年度の事業計画と予算案の承認
 - (7) 定款の変更
 - (8) 解散及び残余財産の処分の承認
 - (9) 理事会において総会に付議した事項
 - (10) iVDR 規格に対する定義、改訂、および改善の承認
 - (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団・一般財団法人法に規定する事項
- 7 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等の支障があるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選出する。
- 8 総会は理事長が招集する。ただし、総 Executive 会員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。
- 9 理事長は、本条第 5 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 10 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の 1 週間前までに Executive 会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない Executive 会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができるとするときは、2 週間前までに通知しなければならない。
- 11 総会の決議は、総 Executive 会員の議決権の 3 分の 1 以上を有する Executive 会員が出席し、出席した Executive 会員の過半数をもって行う。
- 12 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総 Executive 会員の半数以上の出席であつて、総 Executive 会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散

- (5) 合併
- (6) その他法令で定められた事項
- 1 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない **Executive** 会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の **Executive** 会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 1 4 前項の代理人による議決権の行使の場合においては、当該 **Executive** 会員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。
- 1 5 前二項に基づき議決権の行使を行った **Executive** 会員は、当該総会に出席し議決権を行使したものとみなす。
- 1 6 理事又は **Executive** 会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、**Executive** 会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(理事会)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人の業務を執行する。

- 2 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。
- 3 理事長は理事会を招集し、議長を務めるものとする。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
- 4 理事長は、本条第 2 項第 2 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 5 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。
- 6 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、これに署名又は記名押印する。

- 2 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理

専理及び監事は、これに署名又は記名押印する。

(部会)

第 19 条 理事会は、各種部会に業務を委任することによりその業務を遂行するものとする。

- 2 会員は、複数の部会に所属することができる。
- 3 各部長は、各部会にて互選されるものとする。
- 4 その他の部会の種類、構成、および管理に関する必要事項は、理事会においてこれを決定するものとする。

(事務局)

第 20 条 当法人の運営と維持のための各種業務、および当法人の資産と費用の管理を遂行するために事務局が組織されるものとする。

- 2 事務局長は理事会の承認を経て理事長が指名するものとする。
- 3 事務局長は必要な場合に理事長の承認を得た上で事務局員を任命することができる。ただし当該事務局員の配置に報酬等の費用を要する場合には、理事会の承認を得るものとする。
- 4 その他の事務局に関する事項は、理事会との協議を経た上で、理事長がこれを決定するものとする。

(理事長・副理事長)

第 21 条 理事のうち 1 名を理事長とし、2 名以内を副理事長とすることができる。

- 2 当法人の理事長及び副理事長は、理事会において選任する。
- 3 理事長は当法人を代表し、本定款および総会と理事会の議決事項にしたがって当法人の業務を執行するものとする。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行するものとする。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

(任期)

第 22 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める定数に足りなくなるとき

は、任期の満了または辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(報酬)

第 23 条 理事長、副理事長及び理事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、総会及び理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(会長)

第 24 条 当法人に会長を置くことができる。

2 会長は、当法人に功労ある者の中から理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。ただし、その任期は役員任期と同じとする。

3 会長は、理事長の諮問に応じ総会、理事会等に出席し、意見を述べることができる。

(その他の組織構成)

第 25 条 理事会は必要に応じて、本定款において定められている以外の組織を設置することができる。

2 その他組織に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 資産と会計

(事業年度)

第 26 条 当法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(資産の構成)

第 27 条 当法人の資産は、会費とその他の収入で構成されるものとする。

(資産の管理)

第 28 条 理事長は理事会の指導にしたがい、また理事会の承認を得た上で当法人の資産を管理するものとする。

(費用の支出)

第 29 条 当法人の費用は資産からこれを支出するものとする。

(事業報告及び決算)

第 30 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(事業計画と予算)

第 31 条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(剰余資金の処分及び分配の禁止)

第 32 条 当法人の決算を行った結果剰余資金が出た場合、繰越欠損があればその補填にこれを使うものとする。繰越欠損がない場合には、剰余資金の全額またはその一部を翌事業年度に繰り越すことができ、あるいは総会の承認を得た上でこれを別途積立てておくことができる。

- 2 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第 5 章—iVDR 規格などの取扱い

(iVDR 規格)

第 33 条 Adopter's Agreement の条件に則って本定款の第 4 条にいう iVDR 規格にかかわる著作権（疑義を避ける意味でこれには iVDR 規格の定義部分、改訂部分、または改善部分に対する何らかの著作権が含まれる）に対する所有権を主張する会員は、その他の会員に対して一切の対価を支払うことなく、当法人またはその代理人が iVDR 規格のコピーを行い、当法人の会員の全員に対して配布することを容認しなければならない。

- 2 iVDR 規格には機密情報が含まれているため、各会員は当該 iVDR 規格を受領するに先立ち、本定款の第 10 条に規定されているところにしたが、当法人との間で Adopter's Agreement を締結しなければならない。他の会員に適用される条件と基本的

に同じ条件である別途の契約によってしたがっている Promoters に対しては本条が適用されないものとする。

- 3 本定款の定めにもかかわらず、Adopter's Agreement の条件に則って、本定款の第 4 条にいう iVDR 規格に関わる著作権（疑義を避ける意味でこれには iVDR 規格の定義部分、改訂部分、または改善部分に対する何らかの著作権が含まれる）に対する所有権を主張する会員は、当法人またはその代理人が、同会員が削除または要約した iVDR 規格の一部を、理事会の決定に従い、たとえばウェブサイトなどで、公開または開示することを容認しなければならない。iVDR 規格の削除または要約した部分に関しては、理事会は iVDR 規格の公開または開示の範囲を決定するものとする。
- 4 iVDR 規格の定義、改訂および改善は部会がその検討を行うものとし、総会においてその承認を得なければならない。
- 5 Adopter's Agreement の条件に従い本定款第 4 条で言及された iVDR 規格の仕様書の著作権の所有権（疑問を避けるため、iVDR 規格の仕様書の定義された部分、改定された部分または改良された部分におけるあらゆる著作権を含む）を主張する会員は、iVDR 仕様書を複製し当法人の会員以外のあらゆる者に配布することを当法人または本件代理人に許可するものとする。但し、前述の会員以外の者が、Adopter's Agreement と実質的に同じ条件の iVDR 仕様書に関する守秘義務および理事会により適宜付属書 A として定義され改定されるその他の義務または制限を遵守することに書面で同意することを条件とする。

(機器審査)

第 34 条 当法人は、理事会が別途定める機器審査基準に基づき、会員が開発した機器について iVDR 規格への準拠性の審査を行うものとする。さらに当法人は当該審査業務の全体またはその一部を会員に委託することができ、あるいは理事会の決議により選任された受託権をもったその他の法人に委託することができる。

(免責事項)

第 35 条 本定款のいずれかの規定に反することがある場合でも、iVDR 規格を使用したことによる損害がある場合、および当法人の活動に起因する損害がある場合、当法人はその責任を一切負わないものとする。

第 6 章—附則

(解散)

第 36 条 当法人は、一般社団・一般財団法人法に規定する事由によるほか、総会において、

総 Executive 会員の半数以上であって、総 Executive 会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

- 2 当法人の解散が行われる場合、理事長がその清算人になるものとする。
- 3 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、次の各号にて掲げるものに贈与するものとする。
 - (1) 国又は地方公共団体
 - (2) 公益社団法人又は公益財団法人
 - (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人

(最初の事業年度)

第 37 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 38 条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事	日置 敏昭
設立時理事	松岡 建志
設立時理事	北島 肇
設立時理事	梶浦 索
設立時理事	助田 裕史
設立時理事	西田 博
設立時理事	平林 朗
設立時理事	河崎 崇志
設立時理事	藤田 睦
設立時理事	前田 貴仁
設立時理事	野中 寛
設立時監事	安居院 文男
設立時監事	中野 七生

(設立時社員)

第 39 条 (省略)

(iVDR コンソーシアムの会員等)

第 40 条 従前の iVDR コンソーシアムの会員である者は、第 8 条に定める会員種別に従って、当法人の会員とする。ただし、従前の iVDR コンソーシアムの会員である者で、当法人の会員となることに同意しない者を除く。

2 従前の iVDR コンソーシアムに属した権利義務の一切は、当法人が承継する。

(法令の準拠)

第 41 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・一般財団法人法その他の法令に従う。